



フルサト・マルカホールディングス

第4回定時株主総会 招集ご通知

証券コード：7128

開催日時

2025年3月28日（金曜日）

午前10時（受付開始9時）

開催場所

大阪市中央区本町橋2番31号

シティプラザ大阪 2階「SYUN-旬-」

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の額及び内容決定の件



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧ください。
<https://p.sokai.jp/7128/>



◎本株主総会は、ご来場の株主様へのお土産の配布を取り止めとさせていただきます。

ごあいさつ



代表取締役社長 古里龍平

代表取締役会長 飯田邦彦

<フルサト・マルカグループ理念>

SLOGAN 社会への宣言・合言葉

「その手があったか」を、次々と。

VISION 実現したい未来

「叶えたい」が、あふれる社会へ。

MISSION 日々果たすべき使命

感動提案で今を拓き、
変化の先まで伴走する。

拝啓 株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

フルサト・マルカホールディングス株式会社の第4回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたりごあいさつ申し上げます。

中期経営計画『UNISOL（ユニソル）』は、成長のための基盤構築期間と位置付けた2年間のファースト・ステージを2023年に終え、当期より成長の加速化を目指した3年間のセカンド・ステージが始まりました。「変革」と「共創」をテーマに掲げ、持続的な企業価値の向上に向けた収益の拡大に加え、資本効率化の追求により企業価値の最大化を図る「資本コスト経営」の実現を目指しております。その推進に当たりROICを重要な経営指標と定め向上を図ると共に、財務資本戦略の遂行に取り組みました。具体的には、資本の効率化を目的として政策保有株式の縮減を行い、それによって得られた利益の一部を特別配当として還元しました。その結果、株主還元方針の変更と相まって2024年の年間配当額は1株当たり107円となります。また、株主構成の最適化を目的として株主優待をQUOカードによる長期保有優遇制度を導入しました。

業績面におきましては、自動車などの主要な産業における諸問題の発生や、米国での政権交代に伴う心理的な不安定感等の影響を受ける形となりましたが、2024年7月26日公表の修正予想に対して、売上高は僅かに届かなかったものの営業利益以下については達成することができました。

今期につきましては、経済的価値と社会・環境的価値の双方をさらに向上させ、資本コストを意識した経営を遂行することで、株主様をはじめとするすべてのステークホルダーにとって『「叶えたい」があふれる社会へ。』の実現に向け進んでまいります。

株主の皆さまにおかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

代表取締役会長 飯田 邦彦

代表取締役社長 古里 龍平

招集ご通知

ごあいさつ	1
第4回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
インターネットによる議決権行使のお手続きについて	6

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件	8
第2号議案 定款一部変更の件	9
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 6名選任の件	18
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件	26
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件	31
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） の報酬額設定の件	34
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件	35
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。） に対する業績連動型株式報酬制度の額及び内容決定の件	36

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	44
(1)事業の経過及びその成果	44
(2)設備投資の状況	46
(3)資金調達の状況	46
(4)財産及び損益の状況	46
(5)重要な子会社の状況	47
(6)対処すべき課題	47
(7)主要な事業内容	49
(8)主要な事業所及び工場	50
(9)使用人の状況	52
(10)主要な借入先の状況	52
2. 会社の現況	53
(1)株式の状況	53
(2)会社役員の状況	54
(3)会計監査人の状況	59

(4)業務の適正を確保するための体制	59
(5)業務の適正を確保するための体制の 運用状況の概要	64

連結計算書類

連結貸借対照表	65
連結損益計算書	66
連結株主資本等変動計算書	67

計算書類

貸借対照表	68
損益計算書	69
株主資本等変動計算書	70

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告	71
計算書類に係る会計監査報告	73
監査役会の監査報告	75

トピックス

トピックス	77
-------------	----

株主各位

第4回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第4回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、後述の「議決権行使についてのご案内」をご確認いただき、2025年3月27日（木曜日）午後5時40分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

日 時 2025年3月28日（金曜日）午前10時

場 所 大阪市中央区本町橋2番31号
シティプラザ大阪 2階 「SYUN-旬-」
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

報告事項 1. 第4期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第4期（2024年1月1日から2024年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第5号議案 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件
第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
第8号議案 取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の額及び内容決定の件

目的事項

電子提供措置に関する事項 本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上に「第4回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいようお願い申しあげます。

<https://www.unisol-gr.com/ir/meeting>
<https://d.sokai.jp/7128/teiji/>

以 上

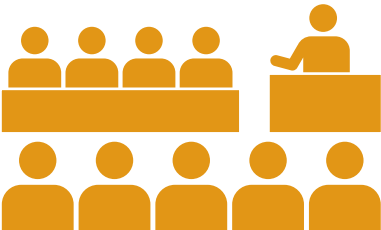
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項について修正をすべき事情が生じた場合は、上記の電子提供措置事項掲載ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。
- なお、本株主総会におきましては、書面交付請求をいただいていない株主様にも同書面を送付いたします。
- ①連結計算書類の連結注記表 ②計算書類の個別注記表
- したがって、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面に記載の連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

- ◎今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、
当社ウェブサイト（<https://www.unisol-gr.com/ir/meeting>）でお知らせいたします。
- ◎本株主総会では、当社ウェブサイトにて事前の質問受付及び事後の動画配信をいたします。
事前質問及び事後の動画配信は、当社ウェブサイト（<https://www.unisol-gr.com/ir/meeting>）からアクセスください。
- 受付期限 2025年3月6日（木曜日）午後6時から3月21日（金曜日）午後5時40分まで

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権の行使には以下3つの方法がございます。

1 当日株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を会場
受付へご提出ください。

株主総会開催日時
2025年3月28日(金)
午前10時

A sample of the proxy voting form (議決権行使書) for FALCONET M&A CONSULTING CO., LTD. The form includes fields for the shareholder's name, address, and the date of the meeting. It also features a section for marking the voting decision (賛成/反対/棄権) for each agenda item, represented by a grid of boxes. The form is titled "議決権行使書" and "FALCONET M&A CONSULTING CO., LTD. 御中".

※当日ご出席の場合は、インターネット
または議決権行使書の郵送による議決権行
使のお手続きは、いずれも不要です。

2 インターネットにより行使いただく場合



<https://evote.tr.mufig.jp/>

行使期限
2025年3月27日(木)
午後5時40分まで有効

次の頁をご参照ください。

※インターネットによる議決権行使が、複
数回行われた場合には、最後に行われた
ものを有効な議決権行使として取り扱わ
せていただきます。

3 書面の郵送により行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に議案
に対する賛否をご記入のうえご
投函ください。

行使期限
2025年3月27日(木)
午後5時40分到着分まで有効

A sample of the proxy voting form (議決権行使書) for FALCONET M&A CONSULTING CO., LTD. The form includes fields for the shareholder's name, address, and the date of the meeting. It also features a section for marking the voting decision (賛成/反対/棄権) for each agenda item, represented by a grid of boxes. The form is titled "議決権行使書" and "FALCONET M&A CONSULTING CO., LTD. 御中".

※議決権行使書において、議案に対する賛
否の表示がない場合には、賛成の意思表
示があったものとして取り扱わせていた
だきます。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、インターネット又は郵送（議決権行使書）による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2025年3月27日（木曜日）の午後5時40分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力ください。
- ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ること
で、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。
（「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。）
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードで
のログインができない場合には、上記2.（1）パソコンによる方法にて議決権行使を行っ
てください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる
議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容
を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株
主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時 通話料無料）

機関投資家の皆さまへ

機関投資家の皆さまは、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム
をご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 | 剰余金処分の件

当社は、利益配分を企業経営にとって最重要事項の一つとして認識しております。配当に関しましては、業績動向、財務状況、将来のための投資に必要な内部留保などを総合的に勘案したうえで決定することを基本方針としております。

第4期の期末配当につきましては、上記方針に従い、当事業年度の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき普通配当45円に特別配当32円を加え、1株につき金77円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は1,871,259,775円となります。

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年3月31日といたしたいと存じます。

第2号議案 | 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 商号変更

ブランド力強化のための施策の一環として、「フルサト・マルカホールディングス株式会社」から新商号「ユニソルホールディングス株式会社」に変更すべく、現行定款第1条（商号）を変更するものであります。

なお、この定款変更の効力発生日は、附則を設け2026年1月1日とし、効力発生日経過後、当該附則を削除するものいたします。

(2) 機関設計変更

取締役会の監督機能を強化するとともに、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させ、また意思決定及び業務執行を迅速化することにより、さらなる企業価値向上を図ることを目的として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役の員数に関する規定の変更、重要な業務執行の決定の委任に関する規定の新設等を行うものであります。

(3) その他、条文の加除、修正及び条数の整備等の所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものいたします。
(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
第一章 総 則	第一章 総 則
第1条 (商 号) 当社は、フルサト・マルカホールディングス株式会社と称し、英文ではMARUKA FURUSATO Corporationと表示する。	第1条 (商 号) 当社は、ユニソルホールディングス株式会社と称し、英文ではUNISOL Holdings Corporationと表示する。

現 行 定 款	変 更 案
第2条～第3条（条文省略）	第2条～第3条（現行どおり）
第4条（機 関） 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第4条（機 関） 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u> (削 除)
第5条（条文省略）	第5条（現行どおり）
第二章 株 式	第二章 株 式
第6条～第12条（条文省略）	第6条～第12条（現行どおり）
第三章 株主総会	第三章 株主総会
第13条～第18条（条文省略）	第13条～第18条（現行どおり）
第四章 取締役および取締役会	第四章 取締役および取締役会
第19条（員 数） 当社の取締役は、<u>10</u>名以内とする。 (新 設)	第19条（員 数） <u>1. 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。</u> <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、3名以内とする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第20条（選任方法） 1. 取締役は、株主総会において選任する。 2. （条文省略） 3. （条文省略） 第21条（任 期） 1. 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新 設） 2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u> （新 設）	第20条（選任方法） 1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、株主総会において選任する。</u> 2. （現行どおり） 3. （現行どおり） 第21条（任 期） 1. <u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> 4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第22条（代表取締役および役付取締役） 1. 取締役会は、その決議によって取締役の中から、代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって、取締役の中から、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。	第22条（代表取締役および役付取締役） 1. 取締役会は、その決議によって取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の中から、代表取締役を選定する。 2. 取締役会は、その決議によって取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の中から、取締役会長、取締役社長、取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役若干名を定めることができる。
第23条（取締役会の招集権者および議長） 1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>代表取締役が複数の場合は、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の代表取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u>代表取締役に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	第23条（取締役会の招集権者および議長） 1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。 2. <u>前項の取締役に欠員または事故があるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
第24条（取締役会の招集通知） 1. （条文省略） 2. <u>取締役および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。	第24条（取締役会の招集通知） 1. （現行どおり） 2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第25条 (重要な業務執行の決定の委任)</u> 当社は、 <u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u>
第25条～第27条 (条文省略)	第26条～第28条 (現行どおり)
第28条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	第29条 (報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u>
<u>第五章 監査役および監査役会</u>	(削 除)
<u>第29条 (員 数)</u> <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u>	(削 除)
<u>第30条 (監査役の選任方法)</u> <u>1. 監査役は、株主総会において選任する。</u> <u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
3. 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4. 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、当該決議後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。	
第31条 (監査役の任期) 1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時を超えることができない。	(削 除)
第32条 (常勤の監査役) 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>第33条（監査役会の招集通知）</u> <u>1. 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u>	(削 除)
<u>第34条（監査役会規則）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u>	(削 除)
<u>第35条（報酬等）</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)
<u>第36条（監査役の責任免除）</u> <u>1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議をもって免除することができる。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	
(新 設)	<u>第五章 監査等委員会</u>
(新 設)	<u>第30条（常勤の監査等委員）</u> <u>監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員若干名を選定することができる。</u>
(新 設)	<u>第31条（監査等委員会の招集通知）</u> <u>1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u>
(新 設)	<u>第32条（監査等委員会規則）</u> <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>

現 行 定 款	変 更 案
第六章 会計監査人	第六章 会計監査人
第 <u>37</u> 条～第 <u>38</u> 条（条文省略）	第 <u>33</u> 条～第 <u>34</u> 条（現行どおり）
第 <u>39</u> 条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。	第 <u>35</u> 条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が <u>監査等委 員会</u> の同意を得て定める。
第七章 計 算	第七章 計 算
第 <u>40</u> 条～第 <u>43</u> 条（条文省略）	第 <u>36</u> 条～第 <u>39</u> 条（現行どおり）
（新 設） （新 設）	附 則 第 1 条（ <u>監査役の責任免除に関する経過措置</u> ） <u>当社は、会社法第426条第 1 項の規定によ り、第 4 回定時株主総会終結前の任務を怠った ことによる監査役（監査役であった者を含 む。）の損害賠償責任を、法令の限度におい て、取締役会の決議によって免除することがで きる。</u> 第 2 条（ <u>商号変更に関する経過措置</u> ） <u>第 1 条（商号）の変更は、2026年 1 月 1 日を もってその効力を生じるものとする。なお、本 附則は、定款第 1 条変更の効力発生後、これを 削除する。</u>
（新 設）	

第3号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、取締役全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名委員会の答申を経ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名	当社における地位及び担当	属性
1	飯田 邦彦	代表取締役会長	再任
2	古里 龍平	代表取締役社長	再任
3	山下 勝弘	取締役 (専務執行役員)	再任
4	中務 裕之	社外取締役	再任 社外 独立
5	武智 順子	社外取締役	再任 社外 独立
6	高橋 尚男	社外取締役	再任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

飯田 邦彦 (いいだ・くにひこ)

再任



生年月日
1956年12月10日
所有する当社の株式数
10,659株

略歴、当社における地位及び担当

1980年 4 月	マルカキカイ株式会社（現、株式会社マルカ）入社	2021年 2 月	同社代表取締役社長（現任） 同社最高経営責任者（CEO） （現任）
2008年12月	同社理事	2021年10月	当社代表取締役会長（現任）
2009年12月	同社管理副本部長	2024年 3 月	株式会社ジーネット取締役 （現任）
2012年12月	同社執行役員	2025年 1 月	UNISOLビジネスパートナーズ株式会社代表取締役会長 （現任）
2013年 2 月	同社取締役兼執行役員 管理 本部長		
2018年 4 月	同社最高財務責任者（CFO）		
2019年 2 月	同社取締役兼常務執行役員		
2020年 3 月	同社取締役兼副社長執行役員		

重要な兼職の状況

株式会社マルカ代表取締役社長 最高経営責任者（CEO）
ソノルカエンジニアリング株式会社取締役
株式会社ジーネット取締役
UNISOLビジネスパートナーズ株式会社代表取締役会長

取締役候補者とした理由

飯田邦彦氏は、マルカキカイ株式会社（現、株式会社マルカ）入社以来、管理本部長、副社長を経て、同社社長を務めており、同社の経営及び管理業務全般に関して豊富な経験と知見を有しております。当社設立後、代表取締役会長として経営全般を担っております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営についての確な意思決定や監督ができるものと判断しました。

候補者番号

2

古里 龍平 (ふるさと・りょうへい)

再任



生年月日

1962年9月15日

所有する当社の株式数

401,500株

略歴、当社における地位及び担当

1985年 9 月	フルサト工業株式会社入社	2004年 6 月	同社代表取締役社長（現任）
1995年 6 月	同社取締役業務総括部長	2021年10月	当社代表取締役社長（現任）
1997年 4 月	同社常務取締役業務本部長兼 業務総括部長	2023年 3 月	株式会社マルカ取締役 （現任）
2000年 4 月	同社代表取締役専務取締役	2025年 1 月	UNISOLビジネスパートナーズ株式会社代表取締役社長 （現任）

重要な兼職の状況

フルサト工業株式会社代表取締役社長
株式会社ジーネット代表取締役社長
株式会社セキュリティデザイン代表取締役社長
株式会社マルカ取締役
UNISOLビジネスパートナーズ株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

古里龍平氏は、フルサト工業株式会社及び同社グループ会社の取締役として長年にわたりグループ全体の経営の指揮を執り、その実績、能力、企業経営者としての豊富な経験を有しております。当社設立後、代表取締役社長として経営の指揮を執り、企業価値向上に貢献しております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営についての確な意思決定や監督ができるものと判断しました。

候補者番号

3

山下 勝弘 (やました・かつひろ)

再任



生年月日

1968年8月6日

所有する当社の株式数
3,500株

略歴、当社における地位及び担当

1991年 4 月	株式会社三和銀行（現、株式会社三菱UFJ銀行）入行	2008年 1 月	同社投資銀行部門事業法人オ リジネーション部(Director)
1999年 3 月	同行京都法人営業第1部グロー バル大企業ライン（部長代理）	2015年 9 月	フルサト工業株式会社入社 （顧問）
2004年 6 月	同行香港九龍支店アシスタン ト・ゼネラル・マネージャー	2016年 6 月	同社専務取締役（現任）
2006年 8 月	メリルリンチ日本証券株式会 社（現、BofA証券株式会社）入 社 グローバル・マーケット本部 (Vice President)	2021年10月	当社取締役専務執行役員（現 任）

重要な兼職の状況

フルサト工業株式会社専務取締役
株式会社ジーネット取締役

取締役候補者とした理由

山下勝弘氏は、商業銀行及び投資銀行で培った豊富な経験、知識を有した金融スペシャリストであり、海外での勤務経験も有しております。当社設立後、事業計画立案、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など、適切な役割を担っております。以上のことから、引き続き、当社の取締役として、当社グループの経営についての確な意思決定や監督ができるものと判断しました。

候補者番号

4

中務 裕之（なかつかさ・ひろゆき）

再任

社外

独立



生年月日

1957年12月21日

所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位及び担当

1981年10月	デロイト・ハスキンス・アンド・セルズ公認会計士共同事務所（現、有限責任監査法人トーマツ）入所	2013年 1 月	株式会社日本取引所グループ 社外取締役
1984年 9 月	公認会計士登録	2015年 6 月	日本合成化学工業株式会社 社外監査役
1988年10月	税理士登録		フルサト工業株式会社 社外取締役
1989年11月	中務公認会計士・税理士事務所 設立、同事務所代表（現任）	2021年 6 月	株式会社京都銀行 社外監査役
2007年 6 月	日本公認会計士協会近畿会会長	2021年10月	当社社外取締役（現任）
2007年 7 月	日本公認会計士協会副会長	2023年10月	株式会社京都フィナンシャルグループ 社外取締役（監査等委員）（現任）
2009年 6 月	株式会社大阪証券取引所 社外監査役		
2012年 2 月	フルサト工業株式会社 社外監査役		

重要な兼職の状況

中務公認会計士・税理士事務所代表

株式会社京都フィナンシャルグループ 社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

中務裕之氏は、公認会計士・税理士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験に基づき、取締役会では議事全般において積極的に発言し議論の質の向上に貢献され、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。また、報酬委員会の委員長として同委員会に出席し、客観的・中立的な立場で役員報酬等の決定過程における監督機能を主導していただいております。今後も引き続き当社グループの経営について幅広い見識と豊富な経験に基づき助言・監督を行う役割を果たしていただくことが期待できるものと判断したことから、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

武智 順子 (たけち・じゅんこ)

再任

社外

独立



生年月日

1971年12月28日

所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位及び担当

1999年 4 月	司法修習修了	2012年 4 月	学校法人聖母被昇天学院評議員
1999年 4 月	大阪弁護士会登録 御堂筋法律事務所入所	2014年 6 月	フルサト工業株式会社社外取締役
2003年 1 月	弁護士法人御堂筋法律事務所所属	2021年10月	当社社外取締役（現任）
2006年 1 月	弁護士法人御堂筋法律事務所 社員（現任）	2023年 6 月	岩井コスモホールディングス 株式会社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

弁護士法人御堂筋法律事務所社員
岩井コスモホールディングス株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

武智順子氏は、弁護士として培ってきた知識や経験並びに高い法令順守の精神を有しており、取締役会では議事全般において積極的に発言し議論の質の向上に貢献され、当社の社外取締役として業務執行に対する監督等適切な役割を果たしていただいております。また、指名委員会の委員長として同委員会に出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定を主導していただいております。今後も引き続き当社グループの経営について幅広い見識と豊富な経験に基づき助言・監督を行う役割を果たしていただくことが期待できるものと判断したことから、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

高橋 尚男（たかはし・ひさお）

再任

社外

独立



生年月日

1961年2月24日

所有する当社の株式数
一株

略歴、当社における地位及び担当

1983年 4 月	東洋工業株式会社（現、マツダ株式会社）入社	2019年 4 月	同社取締役専務執行役員
1989年 1 月	株式会社本田技術研究所入社	2020年 4 月	同社取締役兼本田技研工業株式会社常務執行役員
2010年 4 月	Honda R&D Asia Pacific 社長	2022年 4 月	同社取締役兼本田技研工業株式会社専務執行役員
2014年 4 月	株式会社本田技術研究所常務執行役員	2023年 4 月	合同会社CO-SAKU代表社員（現任）
2015年 4 月	本田技研工業株式会社中国生産責任者兼本田技研工業（中国）投資有限公司副総経理兼本田技研科技（中国）有限公司副総経理	2023年 8 月	国立大学法人長岡技術科学大学 特任教授（現任）
		2024年 3 月	当社社外取締役（現任）
		2024年 6 月	新田ゼラチン株式会社社外取締役（現任）
2018年 4 月	株式会社本田技術研究所取締役常務執行役員		

重要な兼職の状況

合同会社CO-SAKU 代表社員

国立大学法人長岡技術科学大学 特任教授

新田ゼラチン株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高橋尚男氏は、株式会社本田技術研究所及び本田技研工業株式会社において開発プロジェクトに従事され、また、海外での勤務経験もあることから、技術者として、またグローバルな観点でもって当社グループの経営に対し助言され、当社の社外取締役として経営体制の強化に貢献いただいております。また、指名委員会及び報酬委員会の委員として両委員会に出席し、客観的・中立的な立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬の決定過程における監督機能を担っていただいております。今後も引き続き当社グループの経営について幅広い見識と豊富な経験に基づき助言・監督を行う役割を果たしていただくことが期待できるものと判断したことから、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。

- （注） 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 中務裕之、武智順子、高橋尚男の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 中務裕之氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士・税理士としての財務及び会計に関する豊富な知識や経験に基づき、取締役会では議事全般において積極的に発言し、議論の質の向

上にも貢献されていることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、同氏の選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年6カ月となります。また、同氏は、過去に当社の子会社であるフルサト工業株式会社の社外監査役及び社外取締役であったことがあります。

4. 武智順子氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培ってきた知識や経験並びに高い法令順守の精神を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、同氏の選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年6カ月となります。また、同氏は、過去に当社の子会社であるフルサト工業株式会社の社外取締役であったことがあります。
5. 高橋尚男氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
6. 社外取締役候補者との責任限定契約の締結について
当社は、中務裕之、武智順子、高橋尚男の各氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏の再任が承認された際は、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
7. 当社は、中務裕之、武智順子、高橋尚男の各氏の再任が承認された際は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として引き続き指定する予定にしております。
8. 当社は、役員等全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が取締役役に就任した際には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約によって、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名委員会の答申を経ております。また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名	当社における地位及び担当	属性
1	おおにし さとし 大西 聡	常勤監査役	新任
2	ひき た きょうこ 疋田 鏡子	社外監査役	新任 社外 独立
3	ささき やすお 佐々木 康夫	社外監査役	新任 社外 独立

新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号

1

大西 聡 (おおにし・さとし)

新任



生年月日

1956年10月23日

所有する当社の株式数
4,400株

略歴、当社における地位及び担当

1979年 4 月	株式会社三和銀行（現、株式会社三菱UFJ銀行）入行	2013年 6 月	同社常務取締役管理本部長
2008年 5 月	フルサト工業株式会社入社 管理本部長	2016年11月	株式会社セキュリティデザイン 監査役
2008年 6 月	同社取締役管理本部長	2017年 6 月	フルサト工業株式会社常勤監 査役
2010年 6 月	同社常務取締役管理本部長兼 総務部長	2017年 6 月	岐阜商事株式会社監査役
2011年 6 月	株式会社ジーネット取締役管 理本部長	2021年10月	当社常勤監査役（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

大西聡氏は、金融機関における長年の経験で財務及び会計に関する相当の知見を有しております。また、フルサト工業株式会社において常務取締役の経験及び当社において常勤監査役の経験から豊富な業務経験と実績を有しております。これらのことから監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しました。

候補者番号

2

足田 鏡子（ひきた・きょうこ）

新任

社外

独立



生年月日

1964年12月19日

所有する当社の株式数

-株

略歴、当社における地位及び担当

1991年10月	太田昭和監査法人（現、EY新日本有限責任監査法人）入所	2021年 4 月	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授（現任）
1995年 8 月	公認会計士登録	2021年10月	当社社外監査役（現任）
2019年 7 月	足田公認会計士事務所所長（現任）	2022年 7 月	日本公認会計士協会理事（現任）
2021年 2 月	株式会社マルカ社外監査役	2023年 6 月	株式会社PALTAC 社外監査役（現任）
		2024年 6 月	青山商事株式会社 社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

足田公認会計士事務所所長
関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授
日本公認会計士協会理事
株式会社PALTAC社外監査役
青山商事株式会社社外監査役

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

足田鏡子氏は、長年にわたる公認会計士として豊富な監査経験と財務及び会計に関する専門的な見識を有しておられ、客観的かつ独立した立場から、取締役会では社外監査役として当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいております。今後は監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

佐々木 康夫 (ささき・やすお)

新任

社外

独立



生年月日

1957年1月23日

所有する当社の株式数

3,999株

略歴、当社における地位及び担当

1979年 4 月	トヨタ自動車株式会社入社	2009年 6 月	同社常務取締役
2003年 1 月	同社経理部企画室室長	2012年 6 月	同社専務取締役
2004年 7 月	タイ国トヨタ自動車上級副社長	2014年 6 月	同社代表取締役専務執行役員
2008年 1 月	トヨタ自動車株式会社グローバル監査室室長	2015年 6 月	プライムアースEVエナジー株式会社代表取締役副社長
2009年 1 月	フタバ産業株式会社執行役員	2021年10月	当社社外監査役 (現任)

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

佐々木康夫氏は、トヨタ自動車株式会社、フタバ産業株式会社及びプライムアースEVエナジー株式会社における豊富な経験を通じて高い見識を有しておられ、取締役会では社外監査役として当社経営に対して有益なご意見や率直なご指摘をいただいております。今後は監査等委員である社外取締役としての立場から当社経営に参画いただくことで、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 疋田鏡子、佐々木康夫の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 疋田鏡子氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年6カ月となります。また、同氏は、過去に当社の子会社である株式会社マルカの社外監査役であったことがあります。
4. 佐々木康夫氏は、現在、当社の社外監査役であります。監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年6カ月となります。
5. 社外取締役候補者との責任限定契約の締結について
当社は、疋田鏡子、佐々木康夫の両氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、両氏の選任が承認された際は、当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
6. 当社は、疋田鏡子、佐々木康夫の両氏の選任が承認された際は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として引き続き指定する予定にしております。
7. 当社は、役員等全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、各候補者が監査等委員である取締役に就任した際には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約によって、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

【ご参考】株主総会後の取締役会のスキルマトリックス

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役会のスキルマトリックスは以下の通りとなります。

氏名	役職	属性		経営・ 事業戦略	ソリューシ ョン開発 (テクノロジー)	グロー バル	サステナビ リティ・ SDGs	法務・ ガバナンス	財務・ 会計	人材・ 組織
飯田 邦彦	代表取締役会長	男性		●		●	●	●	●	●
古里 龍平	代表取締役社長	男性		●	●	●	●	●		●
山下 勝弘	取締役専務執行役員	男性		●		●	●		●	●
中務 裕之	取締役	男性	社外 独立	●				●	●	●
武智 順子	取締役	女性	社外 独立				●	●		
高橋 尚男	取締役	男性	社外 独立	●	●	●				●
大西 聡	取締役 (常勤監査等委員)	男性							●	●
疋田 鏡子	取締役 (監査等委員)	女性	社外 独立				●		●	
佐々木 康夫	取締役 (監査等委員)	男性	社外 独立	●					●	●

※上記一覧表は、各人の有するすべての知識・経験・能力等を表すものではありません。

第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役2名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、当社の取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。なお、取締役候補者の選定にあたっては、独立社外取締役がメンバーの過半数を占める指名委員会の答申を経ております。

また、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者嶋林直人氏は監査等委員である社外取締役以外の監査等委員である取締役の補欠として、候補者大川治氏は監査等委員である社外取締役の補欠として選任をお願いするものであります。

候補者番号

1

嶋林 直人（しまばやし・なおと）

生年月日

1961年8月6日

所有する当社の株式数

2,116株

略歴、当社における地位及び担当

2014年 9 月	マルカキカイ株式会社（現、株式会社マルカ）国際営業部長付部長（株式会社三菱UFJ銀行より出向）	2018年 2 月	同社執行役員
		2018年 3 月	マルカ・メキシコ取締役
		2020年 3 月	株式会社マルカ管理本部長
		2021年10月	当社執行役員（現任）
			当社管理本部副本部長
2015年 7 月	同社入社（転籍入社）マルカ・アメリカ管理本部副本部長	2024年 1 月	当社グループガバナンス本部長（現任）
2015年12月	マルカ・アメリカ副社長		
2016年 3 月	マルカキカイ株式会社米州統括本部長		

補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由

嶋林直人氏は、金融機関における長年の経験で財務及び会計に関する相当の知見を有しております。また、株式会社マルカにおいては、マルカ・アメリカ副社長、マルカ・メキシコ社長、同社管理本部長の経験及び当社においてグループガバナンス本部長の経験も有しております。これらの幅広い見識と豊富な経験から補欠の監査等委員である取締役候補者としたしました。

生年月日

1969年11月15日

所有する当社の株式数
-株

略歴、当社における地位及び担当

1996年 4 月	大阪弁護士会登録 堂島法律事務所入所	2007年 6 月	燦キャピタルマネージメント 株式会社社外監査役
2003年 6 月	タイガースポリマー株式会社 社外監査役	2009年10月	弁護士法人堂島法律事務所 パートナー・弁護士（現任）
2005年10月	国立大学法人大阪大学大学院 高等司法研究科兼任教員（学 外）客員教授（現任）	2023年12月	GMOペイメントゲートウェイ株式会社社外取締役（監査 等委員）（現任）

重要な兼職の状況

弁護士法人堂島法律事務所 パートナー

国立大学法人大阪大学大学院高等司法研究科兼任教員（学外）客員教授

GMOペイメントゲートウェイ株式会社社外取締役（監査等委員）

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

大川治氏は、弁護士としての抱負な実務経験により企業法務に精通した高度な専門知識と知見を有しております。以上のことから監査等委員である社外取締役に就任した場合、専門性に基づき当社の業務執行の監査、監督を適切に遂行できると判断したため、補欠の監査等委員である社外取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大川治氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 大川治氏は、社外役員となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士としての企業法務に精通した高度な専門知識と知見を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断し、同氏の選任をお願いするものであります。
4. 補欠の社外取締役候補者との責任限定契約の締結について
当社は、補欠の監査等委員である取締役の選任が承認され、大川治氏が監査等委員である社外取締役に就任された際には、同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
5. 当社は、役員等全員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険(D&O保険)契約を締結しており、本議案が原案どおり承認され、候補者が監査等委員である取締役に就任した際には、候補者は当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約によって、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補されます。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

第6号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、2022年3月30日開催の第1回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）とご決議いただき今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を設定するため、現在の取締役の報酬額に関する定めを廃止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終結後の取締役会において、事業報告55頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針につき、対象者を「取締役」としている部分は、「取締役（監査等委員である取締役を除く。）」と変更することを予定しております。

本議案は、当該方針に沿って取締役の個人別の報酬等の内容を定めるためにも必要なものであり、また、経済情勢、当社の規模、取締役の人数及び他社水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬枠を決定するものであるため、相当な内容であると判断しております。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役3名）となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。

つきましては、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

本議案は、監査等委員である取締役の職責及び取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額の水準等を勘案のうえ、合理的な範囲で監査等委員である取締役の報酬枠を決定するものであり、必要かつ相当な内容であると判断しております。

第2号議案「定款一部変更の件」及び第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案とおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって効力を生じるものといたします。

第8号議案

取締役（監査等委員である取締役、社外取締役を除く。）に対する業績連動型株式報酬制度の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社は、当社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員、並びにフルサト工業株式会社の取締役、株式会社マルカの取締役及び執行役員、株式会社ジーネットの取締役、株式会社セキュリティデザインの取締役（以下、併せて「子会社の取締役等」といいます。）を対象とする業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）について、2022年3月30日開催の第1回定時株主総会において導入のご承認をいただき（以下、「前回決議」といいます。）、2024年2月13日開催の当社取締役会において一部改定し、今日に至っております。

今般、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決された場合、監査等委員会設置会社に移行することとなります。したがって、同議案の原案どおりの承認可決を条件として、現在の本制度に係る報酬枠を廃止し、監査等委員会設置会社移行後の当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）、執行役員及び子会社の取締役等（以下、これらを併せて本議案において「取締役等」といいます。）を対象とし、本制度に係る報酬等の額及び内容を改めて設定することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、監査等委員会設置会社への移行に伴う手続上のものであり、実質的な本制度に係る報酬等の内容については、前回決議と同一であります。前回決議同様、持続的成長を目指すため、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値の連動性を明確にし、取締役等が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さまと共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（事業報告「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」（55頁）にも沿うものであることから、本議案の内容は相当であると考えております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額は、第6号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件」が原案どおり承認可決されますと、年額300百万円以内（うち、社外取締役年額30百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）となりますが、その報酬枠とは別枠として、新たに報酬等の額及び内容についてご承認をお願いするものであります。

本制度の詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、第2号議案「定款一部変更の件」及び第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象者となる当社の取締役の員数は、取締役3名となります。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力の発生を条件として、効力が発生するものいたします。

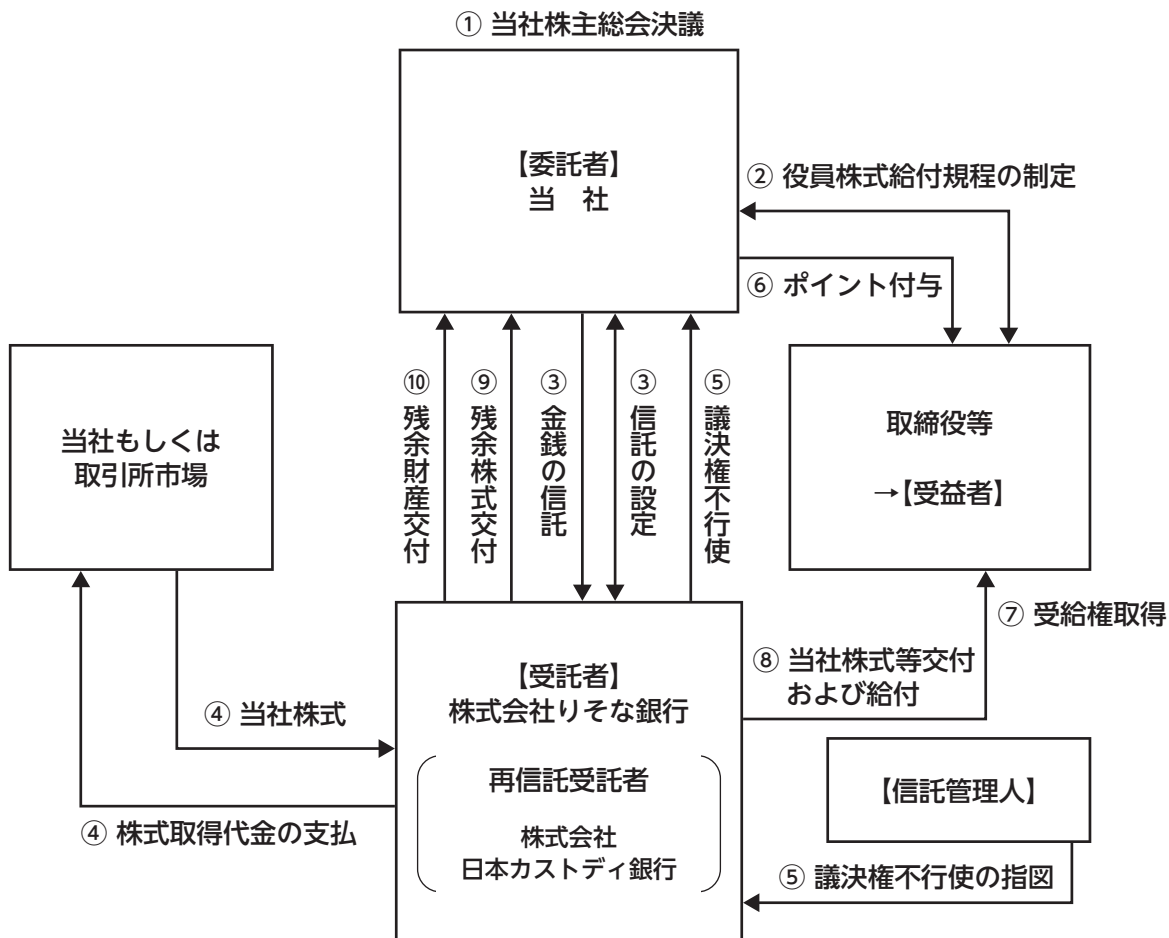
2. 本制度における報酬等の額及び内容等

監査等委員会設置会社へ移行後の取締役等を対象とする本制度は、前回決議に基づき設定済の信託を継続して使用いたします。

(1) 本制度の概要

- ① 本制度は、当社が信託に対して、下記(3)の対象期間に、本制度に基づく取締役等への給付を行うために、合理的に見込まれる数の当社株式を一定期間分先行して取得するための資金（信託費用及び信託報酬等を含みます。）を、取締役等に対する報酬として拠出し（その上限は下記(5)のとおりとします。）、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当社又はフルサト工業株式会社、株式会社マルカ、株式会社ジーネット、株式会社セキュリティデザインが定める役員報酬に係る役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式の時価相当額の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を給付する業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役等の退任時となります。なお、本制度において受託者となる株式会社りそな銀行は、株式会社日本カストディ銀行に信託財産を再信託いたします。
- ② フルサト工業株式会社、株式会社マルカ、株式会社ジーネット及び株式会社セキュリティデザインにおける本制度の導入は、各々の株主総会において役員報酬に係る承認を得ております。

（本制度の仕組み）



- ① 当社並びにフルサト工業株式会社、株式会社マルカ、株式会社ジーネット、株式会社セキュリティデザイン（以下、「対象会社」といいます。）は、対象会社ごとに、本制度の導入に関して株主総会において役員報酬の承認決議を得ています。
- ② 対象会社は、対象会社ごとに、本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式給付規程を制定し、取締役等へのポイント付与・株式等交付及び給付の基準等を定めています。
- ③ 当社は、上記①の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本制度の対象者である取締役等を受益者候補とする信託（以下、「本信託」といいます。）を設定（委託者の地位を承継）しています。なお、本株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を追加して信託することができるものとします。
- ④ 本信託は、上記③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分による。）又は取引所市場(立会外取引を含む。)を通じ取得します。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 当社は、役員株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑦ 役員株式給付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役等は、当社株式及び金銭の受給権を取得し、受益者となります。
- ⑧ 受託者は、受益者に当社株式及び金銭を交付及び給付します。
- ⑨ 信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、取締役会決議等により信託契約の変更及び本信託へ追加拠出を行うことにより、本制度もしくはこれと同種の株式報酬制度として本信託を継続利用するか、又は、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却する予定です。
- ⑩ 本信託の清算時に、当社が拠出する金銭から株式取得資金を控除した信託費用準備金は当社に帰属します。その他の残余財産は、受益者に交付するか、または公益法人に寄附する予定です。

（２）対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）及び執行役員、並びにフルサト工業株式会社の取締役、株式会社マルカの取締役及び執行役員、株式会社ジーネットの取締役、株式会社セキュリティデザインの取締役といたします。

（３）対象期間

2022年12月末日で終了した事業年度から2026年12月末日で終了する事業年度までの5事業年度を当初の対象期間（以下、「当初対象期間」といいます。）といたします。なお、当社は、当初対象期間の終了後も、当初対象期間の直後の事業年度から5事業年度（取締役会で別途の期間を決議した場合には当該期間）を新たな対象期間として、本制度を継続することが出来るものとし、その後も同様に、本制度を継続することが出来るものいたします（以下、当初対象期間と併せてそれぞれの期間を「対象期間」といいます。）。

（４）信託期間

2016年4月21日～2026年12月31日

当社は、本信託の信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本信託を再度継続することがあり、以後も同様といたします。本制度は、当社株式の上場廃止、役員株式給付規程の廃止等により終了いたします。

（５）当社が拠出する金員の上限及び本信託による取得株数の上限

当社は、本制度に基づく取締役等への当社株式等の給付を行うため、当初対象期間に対応する株式の取得資金として、202百万円（うち、当社の取締役（社外取締役を除きます。）分として121百万円、本制度導入以前のフルサト工業株式会社及び株式会社マルカにおける業績連動型株式報酬制度（以下、「旧制度」と総称します。）の対象者に付与されていた累計ポイント相当分として81百万円）を上限とする金員を拠出し、受益者の要件を満たす取締役等を受益者とする本信託を設定（2021年10月1日付フルサト工業株式会社と株式会社マルカの経営統合による持株会社化に伴い、株式会社マルカの旧制度において設定済みであった信託につき、その委託者の地位を株式会社マルカから当社が承継）しております。

当社は当初対象期間中、上記の範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとし、但し、本信託に係る委託者の地位の承継時点において、信託財産内に残存していた当社株式及び金銭（以下、「承継時残存株式等」といいます。）は、当初対象期間における当社等株式の給付の原資に充当しており、当社が当初対象期間において追加拠出できる金額の上限は、202百万円から承継時残存株式等の金額（株式については、委託者の地位の承継時点における時価をもって残存株式の金額とします。）及び本信託の設定（承継）時に拠出した金額を控除した金額といたします。

本信託は、当社が信託した金員を原資として、当社株式を、取引所市場等を通じて又は当社の自己株式

処分を引き受ける方法により取得いたします。なお、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は対象期間ごとに、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）分として121百万円を上限として本信託に追加拠出を行います。但し、かかる追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与されたポイント数（ポイントについては、下記（8）参照）に相当する当社株式で取締役等に対する株式の給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、併せて「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における本制度に基づく給付の原資に充当することとし、当社が当該対象期間において追加拠出できる金額の上限は、121百万円から残存株式等の金額（株式については、当該直前の対象期間の末日における時価をもって残存株式の金額といたします。）を控除した金額といたします。なお、対象期間に本信託が取得する当社株式数の上限は、当初対象期間については88千株（うち、当社の取締役（社外取締役を除きます。）分として51千株、旧制度の対象者に付与されていた累計ポイント相当分として37千株）、その後の対象期間については当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）分として51千株（但し、当社株式について株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて合理的な調整を行った数）といたします。

（6）信託による当社株式の取得方法

本信託による当社株式の取得は上記（5）の本信託へ拠出する金銭の額の上限以内で取引市場又は当社の自己株式処分を引き受ける方法を通じて行います。

（7）本制度対象者へ給付される当社株式数の算出方法と上限株数

取締役等には、各対象期間中の各事業年度における役位及び業績達成度に応じて各事業年度にポイントが付与されます。付与されたポイントは、株式給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案の承認後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、換算比率について合理的な調整を行います。）。

取締役等には、各対象期間中の各事業年度における役位別基本ポイントに、業績達成度に応じて算定される業績連動係数を乗じた、一定のポイント数が付与されます。業績連動係数は、決算短信で開示される毎事業年度期初の連結ベースの予想営業利益及びROEの達成率、子会社の取締役等はそれに加えて決算説明資料で公表する毎事業年度期初の各セグメント営業利益目標額の達成率とし、0.0から1.2の範囲といたします。

なお、対象期間に当社グループの取締役等に付与される株式数の累計数の上限は、当初対象期間については88千株（うち、当社の取締役（社外取締役を除きます。）分として51千株、旧制度の対象者に付与されていた累計ポイント相当分として37千株）、その後の対象期間については当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）分として51千株といたします。

（8）本制度対象者への当社株式給付時期

原則として、取締役等が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数の当社株式等を給付します。この場合、確定ポイント数の70%に相当する当社株式を交付し、残りのポイント数に相当する当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託内で換価した上で、その換価処分金相当額の金銭を給付します。

但し、信託期間中に受益者要件を満たした取締役等が死亡により退任した場合には、当該時点における確定ポイント数に相当する当社株式について、そのすべてを本信託内で金銭に換価した上で当該取締役等の相続人に対して給付します。

（9）クローバック制度等

対象取締役等に重大な不正・違反行為等が発生した場合、当該取締役等に対し、本制度における交付予定株式の受益権の没収（マルス）並びに交付した株式等相当の金銭の返還請求（クローバック）ができるものといたします。

（10）信託内の当社株式の議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使といたします。

（11）信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることになります。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累計ポイントの数に応じて、按分して給付する、又は公益法人に寄付することを予定しております。

(12) 信託終了時の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却する又は公益法人に寄付することを予定しております。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、又は公益法人に寄付することを予定しております。

(13) その他の本制度の内容

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更及び本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

以 上

事業報告 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善に加え、各種政策の効果もあり、景気は緩やかに回復しており、個人消費や設備投資にも持ち直しの動きが見られました。一方で、欧米と日本における金利格差の動向や、中国経済低迷の長期化、地政学リスクの存在などに加え、米国新政権における保護主義的な政策への転換による懸念など、依然として先行きは不透明な状況となっています。

また、当社グループに関係の深い統計指数は、次のようになっています。

機械工具関連において、工作機械受注は1－12月期で内需は前期比7.4%減、外需で同3.4%増となりました。鋳工業生産指数は1－12月期で同2.3%減となりました。

建設関連において、建築着工床面積は1－12月期で同7.6%減、新築住宅戸数は1－12月期同3.4%減となりました。

このような状況の下、実現したい未来としてのVISIONに「叶えたいが、あふれる社会へ。」を掲げ、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて、経済的価値と社会・経済的価値それぞれの向上を目指した取り組みを進めております。それらの中長期的な企業価値向上に向けた取り組みについて、ステークホルダーに対して適切な情報を適時に提供し、分かりやすい言葉・論理で明確に説明すると共に、頂戴した意見等を経営へ報告・反映するなど、建設的な対話を基本方針として、ROIC経営の推進、株主還元強化、人的資本経営などを進めています。

これらの結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高は161,716百万円と前期比11,263百万円減(6.5%減)、営業利益は3,860百万円と前期比1,844百万円減(32.3%減)、経常利益は4,659百万円と前期比1,992百万円減(30.0%減)となりました。投資有価証券売却益と減損損失の計上等により親会社株主に帰属する当期純利益は4,613百万円と前期比85百万円減(1.8%減)となりました。

セグメントの経営成績は次のとおりです。

(機械・工具セグメント)

国内機械分野は直需、卸とも受注は増加傾向にあるものの、売上高は前年比2桁減となりました。直需は自動車産業を中心とした設備が少しずつ増加傾向にあり、自動車産業以外への販路開拓も進みつつあります。卸は工作機械内需の改善を背景に受注は増加傾向が見られました。

海外機械分野の売上高は同2桁減の状況が続きました。北米事業は引き続き高金利や大統領選挙前の買い控えの影響が残る中、少しずつ引合いは増加しています。中国事業は経済低迷が長期化する中であって日系自動車メーカーを中心とした受注の回復が見られず、設備案件の減少・延期

の影響を受けました。東南アジア事業は国ごとに明暗が分かれ、インドネシア、マレーシアがマイナスとなった一方で、タイは複数の投資案件により前年比プラスとなりました。

国内工具分野の売上高は同微減となりました。直需は自動車産業における大幅な生産計画見直しの影響を受けましたが、卸は金属加工業界における消耗品の動きが鈍い中、環境対策などの設備案件により前年比プラスとなりました。

以上の結果、売上高は104,767百万円、営業利益は2,019百万円となりました。

(建設資材セグメント)

鉄構資材分野は資材価格の高騰、人手不足、建設業の働き方改革（4週8閉所）等が影響し、鉄骨建築の需要が落ち込んだことにより売上高は僅かながら減少となりました。

配管資材分野は大口案件の受注などがありましたが、全体的には価格競争が激しく売上高は減収となりました。

住宅設備分野は引き続き大口ユーザー向けや施工付きリフォーム案件への注力に加え、価格改定などもあり売上高は同1桁増となりました。

以上の結果、売上高は44,947百万円、営業利益は1,576百万円となりました。

(建設機械セグメント)

主力のクローラークレーンを中心に受注が増加し、その多くを第4四半期に売上計上することができました。新車および中古車において収益性の改善が見られました。

その結果、売上高は8,413百万円、営業利益は200百万円となりました。

(IoTソリューションセグメント)

継続的なプロジェクトの受注と、優良顧客数の増加により収益構造の安定化が見られ、引き続き経費の削減を行ったことにより増収増益となりました。

その結果、売上高は3,588百万円、営業利益は188百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度における設備投資の総額は、2,515百万円（無形固定資産を含む）で、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備

セグメントの名称	名 称	内 容
建設資材 機械・工具	フルサト工業株式会社 UNISOL L.C. OSAKA	物流設備及び付帯設備の新設
機械・工具	INDUSTRIAL TOOL, INC. 新社屋	新社屋の建設並びに機械装置 及び工具器具の取得

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 財産及び損益の状況

区 分	第 1 期 2021年12月期	第 2 期 2022年12月期	第 3 期 2023年12月期	第 4 期 (当期) 2024年12月期
売上高 (百万円)	74,292	162,416	172,980	161,716
経常利益 (百万円)	2,033	7,055	6,652	4,659
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,037	4,531	4,698	4,613
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	67.11	178.91	188.26	190.77
総資産 (百万円)	108,594	122,914	120,342	120,821
純資産 (百万円)	67,361	72,139	72,719	73,373
1 株 当 た り 純 資 産 額 (円)	2,632.94	2,816.21	2,945.65	3,008.84

- (注) 1. 設立第1期は、2021年4月1日から2021年12月31日までの9カ月となっております。
2. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
- また、「役員向け株式給付信託」、「従業員向け株式給付信託」及び「株式付与ESOP信託」が保有する当社株式を、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。なお、2023年12月30日をもって、従業員向け株式給付信託は終了しております。

(5) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
フルサト工業株式会社	400百万円	100%	資材製造及び販売
株 式 会 社 マ ル カ	400百万円	100%	産業機械の販売、建設機械の販売及びレンタル
株 式 会 社 ジ ー ネ ッ ト	420百万円	100%	工作機械、機器・工具・器具類の販売

(注) 当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	特定完全子会社の住所	当社及び当社の完全子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	当社の総資産額
フルサト工業株式会社	大阪市中央区南新町 一丁目2番10号	17,235百万円	57,074百万円
株 式 会 社 マ ル カ	大阪市中央区南新町 二丁目2番5号	22,360百万円	

(6) 対処すべき課題

当社グループは、グループ共通の理念として“「その手があったか」を、次々と。”をスローガンに掲げ、果たすべき使命として「感動提案で今を拓き、変化の先まで伴走する。」をミッションに、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。足元の景気は緩やかな回復が続きましたが、地政学リスクや円安などの要因が継続しており、依然として不透明な経営環境が続くものと予想されます。そのような状況下、グループとして優先的に対処すべき課題を設定し、それらの取り組みを通じて、持続可能な社会の構築と当社グループの企業価値向上につなげてまいります。

① 法令及び社会規範の遵守

当社グループは、グループ理念の7 STANDARDS（7つの判断基準）の中で、「関係法令・社会のルールを守り、高い倫理観を持ちます」とうたっています。同基準に記されている「人権の尊重」、「公平・公正の履行」とともに、社会で活動する私たちの思考及び行動における重要な判断の基準として遵守してまいります。

② 生産性の向上

構造的なエネルギー不足や、少子高齢化の進行による今後の労働力不足等が予測される中で、競争力を維持し収益を拡大していくために、生産性の向上に取り組んでまいります。製造現場における自動化だけでなく、RPAをはじめとする様々なDXを活用した広範な業務の自動化を推進し、当社グループ全ての部署において労働生産性を向上させることにより、収益性のみならず、省エネルギーの推進や働き方改革にもつながるものと考えております。

③ 人材の確保と育成

変動の激しい経営環境の下、柔軟な発想でビジネスを構築し、事業領域を拡大していくために、多様かつ優秀な人材の確保、発掘、育成が不可欠となっており、重要な経営課題であると認識しております。「オーナーシップマインドを備えたユニークな人財の育成」を人財育成方針に掲げ、「多様性を活かす」組織づくり、「挑戦を促す」意識の醸成、「自律性を育む」人財開発に取り組んでまいります。

④ プラットフォーム戦略の推進

それぞれの事業におけるユーザーに最適な価値を提供するための仕組みをプラットフォームと定義し、各々のビジネス領域で不足しているピース（機能、スケール等）を補完することによりソリューション力の強化を図る、プラットフォーム戦略を推進しております。今後も多様な企業との柔軟な協力体制の構築（資本・業務提携等）により、最適な価値の創出に努めてまいります。

⑤ グループガバナンスの強化

当社グループは、M&Aや業務提携等による事業領域の拡大を永続的な成長戦略と位置付け、それに伴うグループ経営における実効的なガバナンスの強化を、重要な経営課題であると認識しております。その課題への対処として、グループ各社のコーポレート機能の統合や内部統制システムの強化など、経営資源の集中投資を効率的かつ戦略的に実施し、グループガバナンスの強化を図ってまいります。

⑥ サステナビリティへの取り組み

今や地球環境や社会が抱える課題の解決は世界共通のものであり、多くの国が将来的なカーボンニュートラルの実現を表明しています。そのような中であって、企業の果たす役割への期待も高まっております。当社グループにおいては、サステナビリティ推進室が中心となり、ESGの幅広いテーマに体系的に取り組むことで、持続可能な社会の実現に貢献してまいります。

(7) 主要な事業内容 (2024年12月31日現在)

当社グループは、提供する商品・製品・サービス別に事業部門を構成しており、報告セグメントを「機械・工具セグメント」、「建設資材セグメント」、「建設機械セグメント」、「IoTソリューションセグメント」の4区分としております。

各セグメントの事業内容は以下のとおりであります。

事業区分	事業内容
機械・工具セグメント	工作機械、鍛圧機械、射出成形機、ロボット・物流機械などの生産ライン設備等の産業機械とその周辺装置の国内外向け直販、卸売及びエンジニアリング（機械事業） 中小型の機器、工具、消耗品等の卸売、切削工具等の自動車産業への直販（工具事業）
建設資材セグメント	鉄骨建築業者向けの鋳螺類、金物類、溶接関連資材、塗装関連資材、機械工具類等の直販、及びターンバックルブレース等の製造、直販 プラント配管業者向けの管工機材、鋳螺類、機器工具類等の直販 システムキッチン、ユニットバス等住宅設備の卸売
建設機械セグメント	クレーン、掘削機械、基礎工事用機械、高所作業車等の建設機械、その周辺装置の販売とレンタル、及び建設機械のオペレーター付レンタル
IoTソリューションセグメント	監視カメラシステム、防犯システム等のシステム導入・機器販売、及びアクセスコントロール（入退室管理）等のストック型サービス

(8) 主要な事業所及び工場（2024年12月31日現在）

① 当社

本 社	大阪市中央区南新町一丁目2番10号
-----	-------------------

② フルサト工業株式会社

本 社	(大阪本社) 大阪市中央区南新町一丁目2番10号 (東京本社) 東京都大田区平和島三丁目1番7号
営業所	全国54営業所
工 場	宇都宮（栃木県）・埼玉（埼玉県）・滋賀（滋賀県）・久留米（福岡県）
その他	大阪配送センター（大阪府）・関東配送センター（埼玉県）

③ 株式会社マルカ

本 社	大阪市中央区南新町二丁目2番5号
支 社	東京支社（東京都）
支 店	東北支店（宮城県）・静岡支店（静岡県）・名古屋支店（愛知県） 岡山支店（岡山県）・福岡支店（福岡県）・台北支店（台湾）
営業所	全国3営業所

④ 株式会社ジーネット

本 社	大阪市中央区南新町一丁目2番10号
支 社	東京支社（東京都）・名古屋支社（愛知県）・大阪支社（大阪府）
営業所	全国30営業所
その他	東流センター（東京都）・名流センター（愛知県）・大流センター（大阪府）

⑤ その他の子会社

国 内	岐阜商事株式会社	岐阜県岐阜市
	株式会社セキュリティデザイン	東京都千代田区
	ソノルカエンジニアリング株式会社	大阪府茨木市
	ジャパンレンタル株式会社	神奈川県川崎市
	株式会社管製作所	山形県天童市
	北九金物工具株式会社	福岡県北九州市
	アルプラス株式会社	長野県伊那市
	ティーエス プレシジョン株式会社	山口県岩国市
海 外	MARUKA U.S.A.INC.	米国・ミズーリ州
	INDUSTRIAL TOOL, INC.	米国・ミネソタ州
	MARUKA MEXICO S.A.de C.V.	メキシコ・アグアスカリエンテス市
	上海丸嘉貿易有限公司	中国・上海市
	広州丸嘉貿易有限公司	中国・広州市
	MARUKA MACHINERY (THAILAND) CO.,LTD.	タイ・バンコク市
	PT. MARUKA INDONESIA	インドネシア・ジャカルタ市
	PT. UNIQUE SOLUTIONS INDONESIA	インドネシア・ブカシ県
	MARUKA (M) SDN.BHD.	マレーシア・シャーアラム市
	MARUKA VIETNAM CO.,LTD.	ベトナム・ハノイ市

(注) 2025年1月6日付で、当社と当社の連結子会社であるフルサト工業株式会社、株式会社マルカ及び株式会社ジーネットとの共同新設分割によりUNISOLビジネスパートナーズ株式会社を設立し、4社の管理本部に関する事業を承継いたしました。

(9) 使用人の状況 (2024年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減
2,010名	+5名

(注) 使用人数には、パート社員を含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
108名	+6名	43.1歳	12.4年

- (注) 1. 当社従業員は、全て連結子会社のフルサト工業株式会社、株式会社マルカ及び株式会社ジーネットからの出向者であり、平均勤続年数の算定に当たっては当該会社の勤続年数を通算しております。
2. 使用人数には、パート社員を含んでおりません。

(10) 主要な借入先の状況 (2024年12月31日現在)

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年12月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 100,000,000株
- ② 発行済株式の総数 25,143,642株
- (注) 2024年9月30日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は、前期末に比べて30,572株減少しております。
- ③ 株主数 14,886名
- ④ 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
有 限 会 社 エ フ ア ー ル テ イ	2,753,861株	11.33%
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.	2,603,200株	10.71%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,681,900株	6.92%
THE CHASE MANHATTAN BANK, N. A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	872,393株	3.59%
コ ベ ル コ 建 機 株 式 会 社	766,260株	3.15%
フルサト・マルカグループ従業員持株会	636,638株	2.62%
株 式 会 社 不 二 越	561,040株	2.31%
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	496,640株	2.04%
古 里 龍 平	401,500株	1.65%
神 鋼 商 事 株 式 会 社	386,800株	1.59%

- (注) 1. 当社は、自己株式を841,567株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2024年12月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長	飯 田 邦 彦	株式会社マルカ代表取締役社長 最高経営責任者（CEO） ソノルカエンジニアリング株式会社取締役 株式会社ジーネット取締役
代 表 取 締 役 社 長	古 里 龍 平	フルサト工業株式会社代表取締役社長 株式会社ジーネット代表取締役社長 株式会社セキュリティデザイン代表取締役社長 株式会社マルカ取締役
取 締 役 （ 専 務 執 行 役 員 ）	山 下 勝 弘	フルサト工業株式会社専務取締役 株式会社ジーネット取締役
取 締 役	中 務 裕 之	中務公認会計士・税理士事務所代表 株式会社京都フィナンシャルグループ社外取締役（監査等委員）
取 締 役	武 智 順 子	弁護士法人御堂筋法律事務所社員 岩井コスモホールディングス株式会社社外取締役
取 締 役	高 橋 尚 男	合同会社CO-SAKU代表社員 国立大学法人長岡技術科学大学特任教授 新田ゼラチン株式会社社外取締役
常 勤 監 査 役	大 西 聡	
監 査 役	疋 田 鏡 子	疋田公認会計士事務所所長 関西学院大学専門職大学院 経営戦略研究科 教授 日本公認会計士協会 理事 株式会社PALTAC社外監査役 青山商事株式会社社外監査役
監 査 役	佐 々 木 康 夫	

- (注) 1. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
- ①2024年3月28日開催の第3回定時株主総会終結の時をもって、取締役竹下敏章及び小谷和朗の両氏は、辞任により退任いたしました。
- ②2024年3月28日開催の第3回定時株主総会において、新たに高橋尚男氏は取締役を選任され、就任いたしました。
2. 取締役のうち中務裕之、武智順子及び高橋尚男の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役のうち疋田鏡子及び佐々木康夫の両氏は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役大西聡氏は、金融機関における長年の経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役疋田鏡子氏は、公認会計士としての長年の経験と財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。社外監査役佐々木康夫氏は、会社経営における豊富な経験を通じて高い見識を有しております。
5. 当社は、取締役中務裕之、武智順子及び高橋尚男の各氏と監査役疋田鏡子及び佐々木康夫の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出ております。
6. 代表取締役会長飯田邦彦氏は、2024年3月25日付で、株式会社ジーネット取締役に就任いたしました。

7. 取締役高橋尚男氏は、2024年6月26日付で、新田ゼラチン株式会社社外取締役就任いたしました。また、監査役疋田鏡子氏は、2024年6月27日付で、青山商事株式会社社外監査役に就任いたしました。
8. 常勤監査役大西聡氏は、2024年3月18日付で、株式会社セキュリティデザイン監査役を退任いたしました。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年2月14日開催の取締役会において、取締役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を決議しております。当社の役員の報酬は、以下を基本方針としております。

- (1) 役位ごとの役割や責任の範囲に相応しいものであること
- (2) 会社業績と連動したものであること
- (3) 中長期的な企業価値向上への貢献意識を高めるものであること
- (4) 株主との利益意識の共有を重視したものであること
- (5) 報酬決定のプロセスに透明性及び客観性が担保されていること
- (6) 優秀な経営人材を確保できる報酬水準であること

以上の方針をもとに、株主総会で決議される報酬総額の範囲内で、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により、報酬額を決定いたします。

α. 基本報酬に関する方針

取締役の役位等に応じた基本報酬と代表権を有する取締役に対して支給される責任給で構成され、金銭にて毎月支給されます。基本報酬は、報酬テーブルに基づき決定され、役位が変更しない限りその額は変更されませんが、例外的に報酬委員会において、個々の役員の評価が検討される場合があります。

β. 非金銭報酬等に関する方針

(業績連動型株式報酬)

対象取締役に対し、当社グループの持続的成長と中長期的企業価値向上への動機づけ、株価の変動による利益の一致を株主と共有することで、企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としたもので、毎事業年度期初の連結ベースの予想営業利益とROEの達成度に応じてポイントを付与し、取締役の退任時に、付与されたポイント数に相当する数の当社株式等を交付します（別途、定めのある『株式給付規程』に則った運用とします）。

業績連動型株式報酬に係る指標は、決算短信で開示される毎事業年度期初の連結ベースの予想営業利益及びROEの達成率であり、達成率に応じて設定された係数を、役位別の基礎ポイントに乗じて付与するポイント数を決定します。株式報酬の限度額は、役員報酬の限度枠とは別枠で、信託期間5年間について約金121百万円と定めております。

c. 業績連動報酬等に関する方針

（役員賞与）

役位別基本報酬の20%（取締役社長のみ25%）を基準額とし、事業年度における業績結果によって、役位別基本報酬に0%～30%を乗じた金銭を、原則として翌期4月の第一営業日に支給します。業績係数は決算短信で開示される毎事業年度期初の連結営業利益計画に対する達成率が採用されます。

d. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

取締役会で報酬額を決議する際には、取締役会のもとに設置されている、過半数が社外取締役で構成され、社外取締役が委員長を務める報酬委員会において個別・具体的な内容について協議を行い、その協議内容を取締役会に報告し審議することで、透明性及び客観性を確保しております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、過半数が社外取締役で構成される報酬委員会において、2022年2月14日開催の取締役会で決議された「取締役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針」と沿ったものとなっているか、業績にふさわしい水準となっているかを協議し、その協議内容が取締役会に報告し審議されておりますことから、報酬額の算定方法が上記の方針に沿うものであると判断しております。

□. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役	175	146	25	3	8
（うち社外取締役）	(18)	(18)	(－)	(－)	(4)
監 査 役	24	24	－	－	3
（うち社外監査役）	(10)	(10)	(－)	(－)	(2)
合 計	200	171	25	3	11
（うち社外役員）	(28)	(28)	(－)	(－)	(6)

- (注) 1. 上記には、2024年3月28日開催の第3回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名（うち社外取締役1名）を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬等に係る業績指標は連結営業利益であり、その実績は3,860百万円であります。当該指標を選択した理由は、事業年度ごとのグループ全体の業績向上に対する意識を高めるためであります。当社の業績連動報酬等は、役位別基本報酬に0～30%の係数を乗じたもので算定されております。
4. 非金銭報酬等の内容は株式報酬制度「役員向け株式給付信託」であり、毎事業年度期初の業績目標（連結ベースの営業利益、ROE）の達成度に応じてポイントを付与し、取締役の退任時に、付与された累積ポイント相当の当社株式が信託を通

じて交付される仕組みであります。なお、当事業年度における連結営業利益の達成率は70.2%、連結ROEの達成率は、6.4%であります。

5. 取締役の報酬等の額は、2022年3月30日開催の第1回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち、社外取締役年額30百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、8名（うち、社外取締役は3名）であります。また別枠で、同総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動型株式報酬制度を導入し、その対象期間5事業年度に当社が拠出する金員の上限を121百万円、取得する当社株式数の上限を51千株と決議いただいております。当該株主総会終結時点の当該制度の対象となる取締役の員数は、5名であります。
6. 監査役の報酬等の額は、2022年3月30日開催の第1回定時株主総会において、年額26百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。
7. 非金銭報酬等には、当事業年度における役員株式給付引当金繰入額を記載しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。保険契約の概要は次のとおりでございます。

イ. 当該保険契約の被保険者の範囲

当社及び子会社でありますフルサト工業株式会社、株式会社マルカ、株式会社ジーネット、その他国内及び海外子会社全ての役員等（取締役、監査役、執行役員）であります。

ロ. 被保険者の実質的な保険料負担割合

全額会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はございません。

ハ. 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害及び訴訟費用等に対して填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・ 取締役中務裕之氏は、中務公認会計士・税理士事務所代表、株式会社京都フィナンシャルグループ社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼務先との間には特別な取引関係等はありません。
- ・ 取締役武智順子氏は、弁護士法人御堂筋法律事務所社員、岩井コスモホールディングス株式会社社外取締役であります。当社と兼務先との間には特別な取引関係等はありません。
- ・ 取締役高橋尚男氏は、合同会社CO-SAKU代表社員、国立大学法人長岡技術科学大学特任教授、新田ゼラチン株式会社社外取締役であります。当社と兼務先との間には特別な取引関係等はありません。
- ・ 監査役疋田鏡子氏は、疋田公認会計士事務所所長、関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授、日本公認会計士協会理事、株式会社PALTAC社外監査役、青山商事株式会社社外監査役であります。当社と兼務先との間には特別な取引関係等はありません。

□. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 中務裕之	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、報酬委員会の委員長として、役員報酬等の決定過程における監督機能を主導、指名委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定を担っております。
取締役 武智順子	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席いたしました。弁護士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、指名委員会の委員長として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定を主導、報酬委員会の委員として、役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 高橋尚男	2024年3月28日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回全てに出席いたしました。議案審議に必要な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。指名委員会及び報酬委員会の委員として、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監査役 疋田鏡子	当事業年度に開催された取締役会13回すべてに出席し、監査役会も13回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また監査役会において、適宜必要な発言を行っております。
監査役 佐々木康夫	当事業年度に開催された取締役会13回全てに出席し、監査役会も13回全てに出席いたしました。議案審議に必要な意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また監査役会において、適宜必要な発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外役員全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名 称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

区 分	支 払 額（百 万 円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	94
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	106

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 非監査業務の内容

当社における非監査業務の内容は、UNISOLビジネスパートナーズ株式会社設立への助言対応に関するアドバイザー業務です。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制（内部統制システム構築の基本方針）」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システムの基本的な考え方

当社は、取締役会において当社グループ各社の業務執行管理機能を担う持株会社として、当社を含む

グループ会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）構築の基本方針を決議し、以下のように定めております。

当社は、この基本方針に基づき機動的かつ求心力のあるグループ経営のもと、グループガバナンス体制の強化、改善に継続的に取り組み、効率的で透明性の高い経営体制を構築し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の実現を目指します。

なお、当社は内部統制システムの構築とその適正な運用、改善・強化を図ることを目的として、社長の下に内部統制委員会を設置しております。内部統制委員会は内部統制システムの基本方針に基づく内部統制システムの構築と運用のモニタリングを行い、課題点についての改善・指導を行っております。

② 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、法令、定款、株主総会決議、及び取締役会規程の定めに従い、経営上の重要な事項について決定する。取締役は、取締役会の決定に基づき、各自の業務分担に応じた職務を執行するとともに、使用人の職務を監督し、それらの状況を取締役会に報告する。
- ・取締役会は、当社グループの基本方針・行動規範等を制定し、それを当社グループの取締役、監査役、執行役員及び従業員等に対して周知し、コンプライアンスの強化に取り組む。
- ・当社は、当社グループ全体のコンプライアンス態勢の監視及び改善等を目的として、社長の下にグループ横断的なコンプライアンス委員会を設置する。
- ・当社は、当社グループの取締役等を含む全従業員を対象とした内部者通報窓口を外部の弁護士事務所に設置し、法令等違反行為及びグループの信用や名誉を毀損させる恐れのある行為を未然に防止、または速やかに認識する。
- ・内部監査部門は、法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行い、監査結果を社長に報告する。また、当該監査結果を監査役に説明することにより、監査役と連携を図る。

③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・当社を含むグループ各社の、取締役等の職務の執行に係る重要な情報については、文書管理規程により定められた所管部署が適切に保存・管理し、取締役・監査役が常時閲覧できる状態とする。
- ・グループにおけるデジタル情報の管理は、情報管理担当役員が、情報管理規程に基づき統括し、諮問に応じて情報の管理状況を、取締役会、監査役会、経営会議に答申する。

④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、当社グループを取り巻く様々なリスクを適切に管理するために、リスク管理規程を定め、グループ全体のリスク管理体制を整備する。
- ・グループにおける多種多様なリスクの認識・把握、リスク対策の立案、リスクコントロールを行うことを目的としたリスク管理委員会を社長の下に設置し、グループ各社が抱える各種のリスクの状況を把握・管理する。
- ・当社を含むグループ会社に、緊急かつ不測の事態が生じた場合は、危機管理規程に従って社長指揮下の対策本部を設置し、損害の拡大防止、またそれを最小限に止める体制を構築する。

⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会を開催する。
- ・法令、定款の定め、及び当社関連規程により、取締役会が決定すべき事項と取締役の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にし、効率的な取締役の職務執行体制を確保する。
- ・取締役会は、業務執行に係る意思決定を迅速に行うため、前項の定めを除く業務執行に係る権限を社長に委任し、社長は業務執行に係る権限を、各業務を担当する取締役に委任することができる。
- ・職務執行の監督機能を強化し、経営の客観性を向上させるため、取締役会には独立した立場の社外取締役と社外監査役を含める。
- ・経営方針及び経営戦略等に関わる重要事項については、事前に経営会議において議論し、その審議を経て業務執行の決定を行う。

⑥ 当社及び子会社からなる企業集団（以下当社グループという）における業務の適正を確保するための体制

- ・当社は、当社グループ各社の業務執行管理機能を担う持株会社として、事業会社の経営の自主独立を尊重しつつ、各社に対する監督機能の実効性確保を目的としたコーポレート・ガバナンス基本方針を策定する。
- ・当社は、グループ戦略の決定、グループ経営資源の適正な配分及び資本政策の策定等の役割を担うとともに、グループにおける業務の適正を確保するために関係会社管理規程等を策定し、同規程等に基づき、直接的に経営管理する子会社と企業間契約を締結し、事業会社の経営上の重要事項について報告を求める。
- ・当社は、グループ全体のリスク管理、コンプライアンス、危機管理体制、その他内部統制システム

に必要な体制の構築及び運用を支援し、グループ各社の状況に応じた経営管理体制の構築に取り組む。

- ・ 当社の内部監査部門は、グループ各社の内部監査部門（または担当者）と連携し、直接・間接的に実施するグループ会社の監査を通じて、当社グループの内部統制システムの運用状況を把握し評価する。
- ・ 当社は、当社グループの従業員等が直接通報することで、法令違反行為等を未然に防止または速やかに認識し、是正することを目的に外部弁護士を窓口とする内部者通報制度を設ける。また、監査役及び監督官庁等の外部機関等を含めた通報先とした通報者に対し、通報を行ったという事実を理由とした不利益取扱いは一切行わない。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ・ 監査役よりその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、当社及びグループ会社の使用人から監査役補助者を任命する。
- ・ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指揮命令権限は、その監査業務を補助する範囲において監査役または監査役会に帰属するものとし、取締役等の指揮命令を受けないこととする。
- ・ 当該使用人の任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を必要とする。
- ・ 当該使用人が他部署の使用人を兼務する場合は、当該他部署の業務が監査役に係る業務を妨げないこととする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・ 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役に対し担当部門の業務の状況を適時、また重要事項が生じた場合は都度報告するものとし、監査役は当社の経営会議議事録や稟議事項等の重要情報及びグループ会社からの報告に係る情報を常時閲覧できるとともに、必要に応じて当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
- ・ 当社は、監査役が取締役会のほか経営会議や内部統制委員会、リスク管理委員会、コンプライアンス委員会等の重要な機関等の協議の場に常時出席する機会を確保するものとし、また監査役からの求めに応じ、その議題内容につき事前に提示を行う。
- ・ 内部者通報制度により通報された情報で、法令違反その他コンプライアンス上の問題については、監査役に報告するものとする。
- ・ 当社は、監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを

理由として不利な取扱いを行うことを禁止する旨を内部通報規程に定め、当社グループの取締役及び使用人に周知徹底する。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・ 監査役は、代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で定期的な会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換会を行う。
- ・ 監査役は、監査役会が策定する監査計画に基づき、業務執行取締役及び重要な使用人から個別に職務の執行状況を聴取し、報告を求めることができることとする。
- ・ 監査役は、内部監査部門との連携を保ち、必要に応じて同部門に調査を求める。
- ・ 監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合、会社は速やかに費用または債務の処理を行う。

⑩ 財務報告の適正性を確保するための体制

- ・ 当社は、財務報告の適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠し、財務報告に係る内部統制システムの有効かつ効率性を評価、報告する体制の整備、運用を行う。
- ・ 社内研修等により、グループ各社に内部統制の重要性を周知徹底させ、全社レベル及び業務プロセスレベルにおいて財務報告の適正性の確保を図る。

⑪ 反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容

- ・ 当社は、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方をコンプライアンス・マニュアルに明記し、全グループ社員に周知徹底させる。
- ・ 社内の体制としては、総務部を対応統括部署と定め、警察当局、関係団体、弁護士等と連携し、反社会的勢力及び団体に関する情報を積極的に収集するとともに情報共有を図り、組織的に対応できるようにグループ内の体制整備を行う。

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の内部統制システムの構築、維持、改善を図るための運用状況の概要は次のとおりです。

① 取締役の職務の執行

取締役会は、社外取締役3名を含む取締役6名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。原則毎月1回の定例取締役会を開催し、必要に応じ臨時取締役会を機動的に開催し、十分な議論の上にて確かつ迅速に意思決定を行っております。当事業年度において取締役会は13回開催され、各議案についての審議・業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

② 監査役の職務執行

当事業年度において監査役会は13回開催され、社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づく監査を実施するとともに、取締役会、経営会議等への出席や代表取締役、社外取締役との意見交換会等を実施しております。また、主要な子会社への往査、会計監査人並びにリスク管理部門、内部監査部門との情報交換等を行うことで、取締役の職務の執行状況を監視し、経営監視機能を果たしております。

③ コンプライアンス

当社では、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するために、当社グループの基本原則である「コンプライアンス・マニュアル」を制定し、コンプライアンス態勢の監視及び改善等を目的として、代表取締役社長の下にグループ横断的な「コンプライアンス委員会」を設置しております。また、違法行為、社会規範や企業倫理に反する行為を防止・是正するために、社内は総務部長を、社外は外部弁護士事務所を窓口とする「コンプライアンスライン」を設置し、窓口に通報又は相談した者が、それを理由に不利益な取扱いを受けないよう「内部通報規程」で定めております。

④ リスクマネジメント

当社では、当事業年度において、「リスク管理委員会」を2回実施し、主要な子会社の社内外における情報を収集し、様々な観点からリスク分析を行い、リスクに応じた対応を検討、実施しております。また、大規模な災害、事故等の重大な危機事象発生の際は、代表取締役社長指揮下の危機対策本部を設置して対応する体制構築を「危機管理規程」で定めております。

⑤ 内部監査体制

内部監査部門が作成した内部監査計画に基づき、当社及び子会社の内部統制の徹底と業務プロセスの適正化、法令・規程の遵守、手続の正当な執行等の有効性を評価するため内部監査を実施し、業務の適正化に努めました。監査結果やその他の情報については、代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても報告しております。また、会計監査人が実施している棚卸監査への立会い等のほか、意見交換、打合わせ等を適時適切に行うことで相互連携を図っております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	86,599
現金及び預金	27,533
受取手形及び売掛金	28,608
電子記録債権	11,736
リース投資資産	5
商品及び製品	10,832
仕掛品	2,783
原材料及び貯蔵品	420
その他	4,703
貸倒引当金	△24
固定資産	34,221
有形固定資産	25,375
建物及び構築物	11,680
機械装置及び運搬具	1,097
工具、器具及び備品	694
貸与資産	1,056
リース資産	109
使用権資産	681
土地	10,033
建設仮勘定	21
無形固定資産	2,397
のれん	715
営業権	800
その他	882
投資その他の資産	6,448
投資有価証券	3,116
退職給付に係る資産	1,138
繰延税金資産	339
その他	1,972
貸倒引当金	△119
資産合計	120,821

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	45,350
支払手形及び買掛金	17,669
電子記録債務	17,122
短期借入金	466
1年内返済予定の長期借入金	47
リース債務	96
未払法人税等	1,519
契約負債	5,084
賞与引当金	770
役員賞与引当金	41
従業員株式給付引当金	18
製品保証引当金	57
その他の他	2,455
固定負債	2,097
長期借入金	404
リース債務	715
繰延税金負債	178
役員退職慰労引当金	62
役員株式給付引当金	51
退職給付に係る負債	183
その他の他	501
負債合計	47,448
純資産の部	
株主資本	69,937
資本金	5,000
資本剰余金	27,261
利益剰余金	40,052
自己株式	△2,377
その他の包括利益累計額	2,401
その他有価証券評価差額金	1,007
繰延ヘッジ損益	△33
為替換算調整勘定	1,334
退職給付に係る調整累計額	93
非支配株主持分	1,034
純資産合計	73,373
負債純資産合計	120,821

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2024年1月1日から2024年12月31日まで）

（単位：百万円）

科 目					金 額											
売	上	高			161,716											
売	上	原	価		136,050											
	売	上	総	利	益	25,666										
販	売	費	及	び	一	般	管	理	費	21,806						
	営	業	利	益		3,860										
営	業	外	収	益		981										
	受	取	利	息	及	び	配	当	金	267						
	仕		入		割		引			422						
	そ			の				他		291						
営	業	外	費	用		181										
	支		払		利	息				16						
	為		替		差	損				10						
	そ			の				他		154						
	経		常		利	益				4,659						
特		別		利	益	2,683										
	投	資	有	価	証	券	売	却	益	2,378						
	固	定	資	産	売	却	益			304						
特		別		損	失	429										
	固	定	資	産	売	却	損			0						
	固	定	資	産	除	却	損			9						
	減		損		損	失				419						
	税	金	等	調	整	前	当	期	純	利	益	6,914				
	法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税	2,523			
	法	人	税	等	調	整	額					△315				
	当		期		純		利	益		4,705						
	非	支	配	株	主	に	帰	属	す	る	当	期	純	利	益	92
	親	会	社	株	主	に	帰	属	す	る	当	期	純	利	益	4,613

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,000	27,334	37,544	△1,746	68,132
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△2,105		△2,105
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			4,613		4,613
自 己 株 式 の 取 得				△811	△811
自 己 株 式 の 処 分		△6		7	0
自 己 株 式 の 消 却		△66		66	－
子 会 社 の 保 有 す る 親 会 社 株 式 の 変 動				107	107
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					－
当 期 変 動 額 合 計	－	△72	2,508	△630	1,804
当 期 末 残 高	5,000	27,261	40,052	△2,377	69,937

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配 株主持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	繰 ヘ ッ ジ 損 益	為 替 換 算 定 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	2,161	△1	1,462	83	3,705	881	72,719
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△2,105
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益							4,613
自 己 株 式 の 取 得							△811
自 己 株 式 の 処 分							0
自 己 株 式 の 消 却							－
子 会 社 の 保 有 す る 親 会 社 株 式 の 変 動							107
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△1,153	△32	△128	10	△1,303	153	△1,150
当 期 変 動 額 合 計	△1,153	△32	△128	10	△1,303	153	654
当 期 末 残 高	1,007	△33	1,334	93	2,401	1,034	73,373

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	7,838
現金及び預金	7,141
関係会社短期貸付金	529
その他	166
固定資産	49,236
有形固定資産	62
建物及び構築物	26
工具器具備品	35
無形固定資産	110
ソフトウェア	109
その他	1
投資その他の資産	49,063
関係会社株式	48,794
繰延税金資産	50
その他	217
資産合計	57,074

科 目	金 額
負債の部	
流動負債	1,985
関係会社短期借入金	1,831
未払金	15
未払法人税等	18
賞与引当金	31
役員賞与引当金	9
その他	78
固定負債	51
役員株式給付引当金	51
負債合計	2,037
純資産の部	
株主資本	55,037
資本金	5,000
資本剰余金	42,518
資本準備金	1,250
その他資本剰余金	41,268
利益剰余金	9,895
その他利益剰余金	9,895
繰越利益剰余金	9,895
自己株式	△2,377
評価・換算差額等	—
純資産合計	55,037
負債純資産合計	57,074

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年1月1日から2024年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目					金 額							
営	業	収	益			6,116						
営	業	費	用			962						
営	業	利	益			5,153						
営	業	外	収	益		14						
	受	取	利	息		0						
	そ		の	他		14						
営	業	外	費	用		19						
	支	払	利	息		16						
	そ		の	他		2						
経	常	利	益			5,149						
税	引	前	当	期	純	利	益	5,149				
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税	6
法	人	税	等	調	整	額						△50
当	期	純	利	益								5,194

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2024年1月1日から2024年12月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本							
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本計 合 計
		資 本 準備金	その他 資 本 剰余金	資 本 剰余金 合 計	その他利 益剰余金	利 益 剰余金 合 計		
					繰越利 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	5,000	1,250	41,340	42,590	6,807	6,807	△1,639	52,758
当 期 変 動 額								
剰余金の配当					△2,105	△2,105		△2,105
当 期 純 利 益					5,194	5,194		5,194
自己株式の取得							△811	△811
自己株式の処分			△6	△6			7	0
自己株式の消却			△66	△66			66	－
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）								－
当期変動額合計	－	－	△72	△72	3,088	3,088	△737	2,278
当 期 末 残 高	5,000	1,250	41,268	42,518	9,895	9,895	△2,377	55,037

	評価・換 算差額等	純資産 合 計
当 期 首 残 高	－	52,758
当 期 変 動 額		
剰余金の配当		△2,105
当 期 純 利 益		5,194
自己株式の取得		△811
自己株式の処分		0
自己株式の消却		－
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）	－	－
当期変動額合計	－	2,278
当 期 末 残 高	－	55,037

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

フルサト・マルカホールディングス株式会社

取締役会 御中

2025年2月20日

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 城 卓 男
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 須 藤 英 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フルサト・マルカホールディングス株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フルサト・マルカホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

フルサト・マルカホールディングス株式会社
取締役会 御中

2025年2月20日

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 城 卓 男
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 須 藤 英 哉
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フルサト・マルカホールディングス株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第4期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当事業年度の監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当事業年度の監査方針、監査計画に従い、取締役、内部監査部門、及びその他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、子会社に赴き、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築・運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（令和3年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月21日

フルサト・マルカホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 大西 聡 ㊞

監査役 (社外監査役) 疋田 鏡子 ㊞

監査役 (社外監査役) 佐々木 康夫 ㊞

TOPICS トピックス

社会貢献活動UNISOLの里プロジェクトが始まりました

グループ理念のVISIONに掲げる『「叶えたい」が、あふれる社会へ。』の実現を目的とした「サステナビリティ基本方針」に基づき、持続可能な社会の構築に向けた取り組みとして里山保全活動を始めました。兵庫県などと協定を結び兵庫県立宝塚西谷の森公園の一角（約1.6ha）を「ユニソルの森」と名付け、NPO法人「樹木環境ネットワーク協会」の指導を受けて、毎月1回土曜日に社員の自発的な参加により、明るく健康な森づくりの活動を実施しています。

【概要】

名 称	ユニソルの森
所 在 地	兵庫県宝塚市境野字保与谷14番1（兵庫県立宝塚西谷の森公園内）
活 動	毎月第2（もしくは第3）土曜日 10時から15時頃まで
U R L	https://unisol-gr.com/satoyama/



看板除幕式（2024年4月）



活動の様子（2024年9月）



落ち葉ステーション作り（2024年11月）



参加者集合写真（2025年1月）

株主総会会場 ご案内図

会場

シティプラザ大阪 2階「SYUN -旬-」

大阪市中央区本町橋 2番31号 TEL 06-6947-7888



◎当日は駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

最寄駅



地下鉄堺筋線・中央線 堺筋本町駅

1号、12号出口より徒歩約6分

地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅

4号出口より徒歩約7分

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマートフォンでご案内します。
右図を読み取りください。



フルサト・マルカホールディングス



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。